

事 務 連 絡
平成19年2月16日

都道府県
各 指定都市 障害福祉関係主管課 担当者 様
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

ケアホームにおける重度障害者への支援等について

平素より、障害福祉行政にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ケアホームにおける重度障害者への支援等について、平成18年12月26日の障害保健福祉関係主管課長会議において、お示したところですが、この度、別添のとおり整理しましたので、御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市（区）町村及び障害福祉サービス関係者等に周知いただくよう、よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
居住支援係 坂本・滝澤
TEL：03-3595-2528（内線：3091）
FAX：03-3591-8914

ケアホームにおける重度障害者 への支援等について

ケアホームにおける重度障害者への支援について

1 . 経過的ケアホームの経過措置期限の延長

平成20年3月末まで 平成21年3月末まで（1年間の延長）

経過的ケアホームとは、事業所単位で利用者全てに対し、ホームヘルプの利用を可とする取扱い。

2 . 個人単位でホームヘルプサービスの利用（平成19年4月から実施）

重度の障害者が利用するケアホームにおいて、食事や入浴、排せつ時に複数の支援員による対応が必要な場合など、一時的に職員の加配が必要となる場合が考えられることから、下記要件のもと、個人単位でホームヘルプの利用を可とする。（平成21年3月末まで）

対象者・・・区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者

ケアホームの報酬及び加算

- ・報酬については、障害程度区分（区分4～6）にかかわらず、区分2（210単位/日）の報酬単価を適用。
- ・加算については、経過的ケアホームにおいて対象となっている各種加算（ ）に加え、夜間支援体制加算及び小規模事業夜間支援体制加算も適用。

経過的ケアホームにおいて対象となる加算（小規模事業加算、自立生活支援加算、帰宅時支援加算、入院時支援特別加算）

ケアホームの人員配置基準・・・ホームヘルプ利用者のみ、生活支援員の配置基準適用外員数とする。

サービス管理責任者については、配置基準の対象とし、個別支援計画の作成を義務付ける。

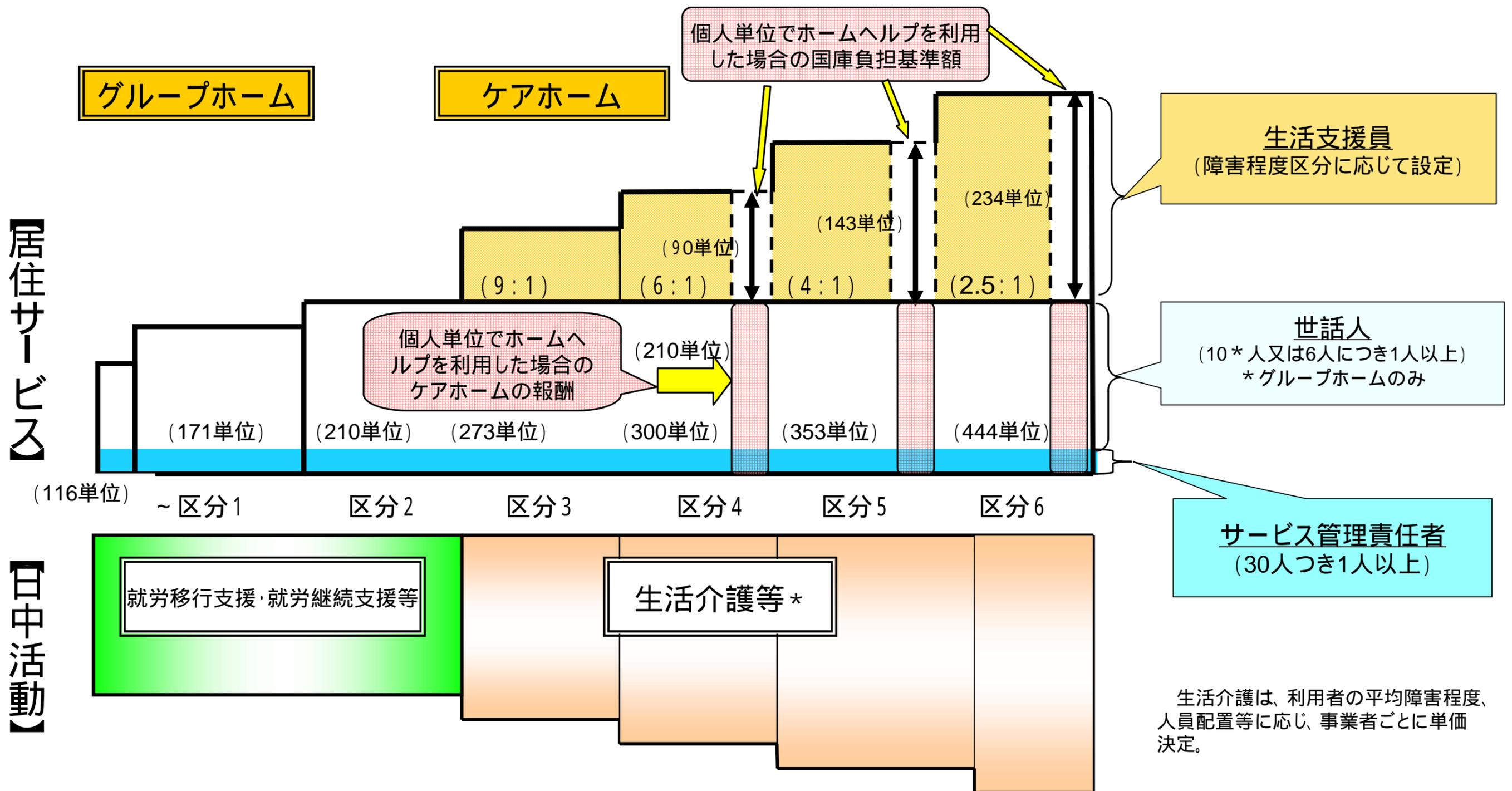
国庫負担基準額

- ・現行のケアホーム入居者の行動援護又は重度訪問介護対象者の各区分（区分4～区分6）の国庫負担基準額から1,180単位/月を減額した単位を適用。

区分2の報酬額と現行の国庫負担基準額が重なる部分について、国庫負担基準額を減額。

個人単位でホームヘルプを利用する場合の 人員配置と評価の仕組み

区分4以上で、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者については、下記のいずれかの報酬を選択できるものとする。
 障害程度区分に応じたケアホームの単価(区分4:300単位/日、区分5:353単位/日、区分6:444単位/日)
 当該ケアホームの単価(210単位/日) + 外部からのホームヘルプ利用(ホームヘルプとして支給決定を受ける。)



グループホーム・ケアホーム入居者の通院介助の利用について

グループホーム・ケアホーム入居者の通院介助（ホームヘルプ）の利用を可とする。

グループホーム・ケアホーム入居者の通院介助については、基本的に日常生活上の支援の一環として、当該事業者が対応することになるが、慢性疾患の利用者がいる場合、定期的に通院を必要とし、世話人等が個別に対応することが困難な場合があることから、下記要件のもと、通院介助（ホームヘルプ）の利用を認める。（平成19年4月から）

対象者・・・区分1以上、かつ、慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者。

個別支援計画に位置付けられていること。

通院介助の対象回数は、2回/月を限度とする。

国庫負担基準額は、障害程度区分にかかわらず、1,760単位/月を適用。